

◎新潟県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 上増田吉川線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区山方字清水脇376番1から同市吉川区山方字清水脇420番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月15日